

# 静岡県平和・国民運動センター 会則

(名称と事務所)

第1条 この団体は「静岡県平和・国民運動センター（略称・静岡県平和センター）」と称し、事務所を静岡市駿河区南町1-1-22静岡労働会館内におきます。

(目的と活動)

第2条 静岡県平和・国民運動センターは「核も戦争もない平和な、そして人権が尊重され、環境保護の確立された21世紀を創る」ことです。また、そのために憲法の理念を生かし、国内はもとより世界のあらゆる人びとと連帯し活動します。

2. そのため、次の活動をします。

- (1) 憲法理念の発展とその具現化に関する活動。
- (2) 日米安保条約の段階的解消、軍縮、基地の整理・縮小・撤去を中心とする平和に関する活動。
- (3) 人権と民主主義の確立、環境保全に関する活動。
- (4) 反核、脱原発・安全エネルギー政策の確立に関する活動。
- (5) 「フォーラム平和・人権・環境」や目的を同じくする各都道府県組織、地域組織と連携する活動。
- (6) 活動課題を共有する政党や各種団体・市民グループ等と連携する活動。
- (7) 情報・資料の提供など活動発展に寄与する活動。
- (8) その他目的達成に必要な活動。

(構成)

第3条 静岡県平和・国民運動センターの結成の趣旨に賛同するすべての「単産」・「単組」および「これに準ずる組織」をもって構成します。

(運営)

第4条 静岡県平和・国民運動センターの機関としては、総会・代表者会議・幹事会を置きます。

2. 総会は決議機関であり、毎年1回、11月に開催し活動方針の決定・予算・決算の承認・役員選出などを行います。

代議員の選出は「別表」の選出基準にもとづいて選出します。

3. 代表者会議は総会につぐ決議機関として位置づけ、必要な都度開催します。

4. 幹事会は執行機関として位置づけ、必要な都度開催します。

(役員)

第5条 静岡県平和・国民運動センターに次の役員をおきます。

会長	1名
副会長	若干名
事務局長	1名
事務局次長	若干名
幹事	若干名
会計監査	2名

2. 役員の任期は2年とし、欠員の補充は代表者会議で行うことができることとします。

(事務局)

第6条 日常業務を処理するため、事務局を設けます。

事務局は事務局長が統括します。

(会計)

第7条 静岡県平和・国民運動センターは、会費・分担金・寄付金をもって運営することとし、会費および分担金は総会においてきめます。

2. 会計年度は毎年10月1日から翌年の9月30日までとし、会計処理の責任者は事務局長とします。
3. 会計報告は収支明細をあきらかにし、会計監査をうけ、総会または代表者会議の承認をうけるものとします。

(地域組織との連携)

第8条 静岡県平和・国民運動センターは、地域組織と日常的に連携をとり相互の自主性を尊重しつつ、全県下にネットワークを構成し、運動をすすめます。

(付則)

第9条 会則の改廃は総会において行います。

2. この会則は1993年12月1日より施行します。  
1997年3月26日一部改正・施行  
1997年12月2日一部改正・施行  
2000年11月24日一部改正・施行

<別表> 総会代議員の選出基準

加盟人員		代議員数
1名	～ 200名	1名
201名	～ 500名	2名
501名	～ 1,000名	3名
1,001名	～ 2,000名	4名
2,001名	～ 3,000名	5名
3,001名	～ 4,000名	6名
4,001名以上	2,000名毎に	1名増す

\*地域毎に結成される「静岡県平和・国民運動センター」と同様な組織の代表は、特別代議員とします。